

本仕様書は、千葉県が委託する「令和6年度千葉県指定伝統的工芸品展開催事業業務委託」の企画提案募集にあたり、業務の大要として、業務内容及び要求事項、確認事項等を示すものである。
なお、最終的な業務委託仕様書については、事業受託者決定後、協議の上、県が作成する。

令和6年度 千葉県指定伝統的工芸品展開催事業 業務委託企画提案仕様書

1 業務名

令和6年度 千葉県指定伝統的工芸品展開催事業

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

3 執行限度額

4,750,000円（消費税及び地方消費税込み）

4 業務目的

本県の伝統的工芸品の魅力を広く発信し、販路の開拓、拡大や観光客の県内産地への来訪を促進するため、幅広い多くの客層をターゲットとする本県の伝統的工芸品の展示販売会（以下、「工芸品展」という。）を開催する。

5 業務内容

(1) 工芸品展の概要

- ア 名称 第40回 千葉県指定伝統的工芸品展
イ 内容 千葉県指定伝統的工芸品の製作者の出展による展示販売
ウ 日時 令和7年2月1日（土）～2月3日（月）の3日間
各日とも午前10時～午後5時を予定（最終日のみ午後4時終了とする）

(2) 会場

イオンモール幕張新都心（千葉市美浜区豊砂1-1他）
グランドモール1階 グランドコート（232.08㎡）

(3) 会場設営

- ア 業務目的を達成できるよう効果的な会場レイアウトの設計を提案すること。
イ 業務目的を達成できるよう出展者、工芸品を紹介する会場装飾を提案すること。
ウ 会場レイアウトについては、県及び千葉県指定伝統的工芸会（本県指定工芸品の製作者で構成される任意団体）等と調整すること。
エ 工芸品展に必要な什器、備品については、工芸品展の出展者と協議の上、必要に応じて受託者が賃借すること。
オ その他、必要に応じて会場の運営事務局との連絡調整等、会場設営に必要な業務を行うこと。
カ 工芸品展の前日夜間（午後8時半～）から搬入・設営を行うこと。

(4) 出展者・出展内容の調整等

- ア 出展者は、千葉県指定伝統的工芸品の製作者のうち15～20者程度を目途とし、出展者・出展内容については、千葉県指定伝統的工芸会、房州うちわ振興協議会、千葉県打刃物連絡会などの関係団体・事業者と調整すること。
- イ 千葉県指定伝統的工芸品の製作者による製作体験を実施すること（2品目程度）。
- ウ 工芸品展の開催期間中は、出展する者のうち宿泊が必要な者に対して、必要な範囲内で宿泊費を支給（※）すること。
 - ※ 宿泊費について千葉県指定伝統的工芸会と調整を行い最終的に確定するものとし、総額を20万円（1万円×20名）と見込み委託金額に含めること。
なお、宿泊費を調整した結果、残額が発生した場合は、その分を他の経費（会場装飾、集客等）に充てること。宿泊施設については、出展者が用意することとする。

(5) 会場運営

- ア 工芸品展の開催期間中、会場内に管理責任者を常駐させること。
- イ 業務目標を達成できるよう必要な会場スタッフの人数、役割、配置を提案すること。
- ウ 業務マニュアル（トラブル対応等を含む）を作成し、会場スタッフに厳守させること。
- エ キャッシュレス決済など、効率的かつ安全な会計の手法を提案すること。

(6) 集客方法

- ア 集客について、業務目的を達成できるよう、雑誌、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット及びSNS（X、Facebook、Instagram など）などを活用した、事前及び開催期間中の効果的な周知方法を提案すること。
- イ 開催期間中の集客について、伝統的工芸品の展示・販売の他に、伝統工芸品の周知や購入意欲を高めるようなイベントなど、会場外を往来する多くの方々を会場へ誘導するための効果的な集客方法を提案すること。
また、当該企画を実施するために必要な人員や物品等を一式用意すること。

(7) 効果検証（アンケート調査）

- ア 開催期間中、来場者に対するアンケート調査を実施すること。
- イ 業務の成果を把握でき、今後の事業の参考となるアンケートの内容とし、回収率を高める工夫を提案すること。なお、調査の内容については、県と協議の上、決定すること。
- ウ 実施したアンケートについて、集計、分析して県に報告書を提出すること。
なお、アンケート調査及びデータ分析の結果は、千葉県に帰属するものとする。

(8) 損害保険、損害賠償について

- ア 開催期間中に発生した対人事故、対物事故についての補償を行う保険に加入することとし、その保険料は委託料に含まれる。
- イ 受託者が、故意または過失により会場、備品等を損傷し、または滅失したときは、受託者の負担により原状回復すること。
- ウ 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(9) 独自提案

提案者が有する知見等から、その他、本事業の実施効果を補強する取組を独自に提案すること。

6 成果物の提出

事業終了後、次の成果物を作成し、令和7年3月14日(金)までに提出すること。

(1) 事業報告書

本業務で実施した内容及び効果検証（アンケート調査及びデータ分析）の結果を取りまとめたものを、冊子10部と電子データで納品すること。

(2) 記録写真データ

開催期間中の会場風景や展示販売について、記録写真の撮影を行い、データで納品すること。

(3) 効果検証の入力データ

5 業務内容(7) 効果検証に記載する効果検証結果について、データで納品すること。

上記(1)～(3)の納めるデータの形式は、JPG 又はPNG、Microsoft Word、Excel、Power Point、PDF等のウィンドウズ10(OS)、MicrosoftOffice2016を搭載したパソコンで、閲覧及び簡易な編集が可能なものとする。

7 その他事項

- (1) 受託者は、遵守すべき関係法令等に則り、適正に業務を遂行すること。
- (2) 受託者は、事業を実施するにあたり責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元的に行うとともに、県と綿密に打ち合わせを行い、その指示に従うこと。
- (3) 本業務における成果物の取扱いは次のとおりとする。なお、成果物の作成に当たって必要な権利関係の調整等は、受託者の負担において行うものとする。
 - ア 本業務の履行における成果物の所有権は全て県に帰属するものとする。
 - イ 成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に県に無償で譲渡するものとする。

- (4) 原則として、本業務の一部または全部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ当該作業を完全に履行するために関与するすべての委託先（順次、再委託する場合は、最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、そこに含まれる情報、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を提出し、県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (5) 受託者は、本業務を実施するにあたり、その責において事故や運営上の問題等が生じた場合には、責任をもって対応し解決を図るとともに、その旨を速やかに県に連絡するものとする。
- (6) 受託者及び本業務に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らし、また、自己の利益のために利用してはならない。本業務委託終了後も同様とする。
- (7) 本業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守し、本業務で取り扱うこととなる個人情報の管理は適正に行うこと。
- (8) 本仕様書に明示のない事項又は業務上生じた疑義については、県と受託者が誠意をもって協議し対応を図ることとする。